

第 3.4-7 表 苫小牧市および厚真町の地先海域（海面）と内水面の漁業に関する水産関係組合の概要

区分	組合名	所在地（電話番号）	組合長	組合員数		
				正	准	計
海面	苫小牧漁業協同組合	〒053-0012 苫小牧市汐見町1丁目1番13号 (0144) 35-0111	磯崎 好一	124	4	128
	鵠川漁業協同組合	〒054-0015 勇払郡むかわ町汐見 751 番地 (0145) 42-2055	時田 清一	69	9	78
	鵠川漁業協同組合 厚真支所	〒059-1742 勇払郡厚真町字浜厚真 33 番地 (0145) 28-2131				
	室蘭漁業協同組合	〒051-0013 室蘭市舟見町1丁目130番地21 (0143) 24-3331	室村 吉信	82	10	92
	いぶり中央漁業協同組合	〒059-0466 登別市登別港町1丁目28番地 (0143) 83-5001	松田 嘉邦	245	50	295
	いぶり中央漁業協同組合 白老支所	〒059-0921 白老郡白老町石山 355 番地 (0144) 83-4650				
内水面	鵠川漁業協同組合	〒054-0015 勇払郡むかわ町汐見 751 番地 (0145) 42-2055	時田 清一	69	9	78

注：組合長名および組合員数は各組合へのヒアリングによる（平成 28 年 1 月 12 日現在）

資料：『2016 年版 漁協手帳』（全国漁業協同組合連合会，2015 年）

ii) 漁業権

苫小牧市および厚真町地先海域を主な漁場としている苫小牧市の苫小牧漁業協同組合と、厚真町に厚真支所がある鵠川漁業協同組合の漁業権について、状況を整理した。

(i) 共同漁業権

苫小牧漁業協同組合および鵠川漁業協同組合に免許されている共同漁業権の内容は、第 3.4-8 表、漁場区域は第 3.4-2 図に示すとおりである。

海面では、苫小牧漁業協同組合の共同漁業権は 3 件、鵠川漁業協同組合は 4 件（うち厚真町地先海域に 1 件）設定されているほか、室蘭漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合に免許されている共同漁業権が 2 件設定されている。

内水面では、鵠川漁業協同組合の共同漁業権が 1 件設定されている。

共同漁業権のうち、第 1 種漁業では、ぎんなんそう漁業、こんぶ漁業やのり漁業などが、第 2 種漁業では、あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業、かすべ・あんこう刺し網漁業やかれい刺し網漁業などが設定されている。

第 3. 4-8 (1) 表 共同漁業権の内容 (海面)

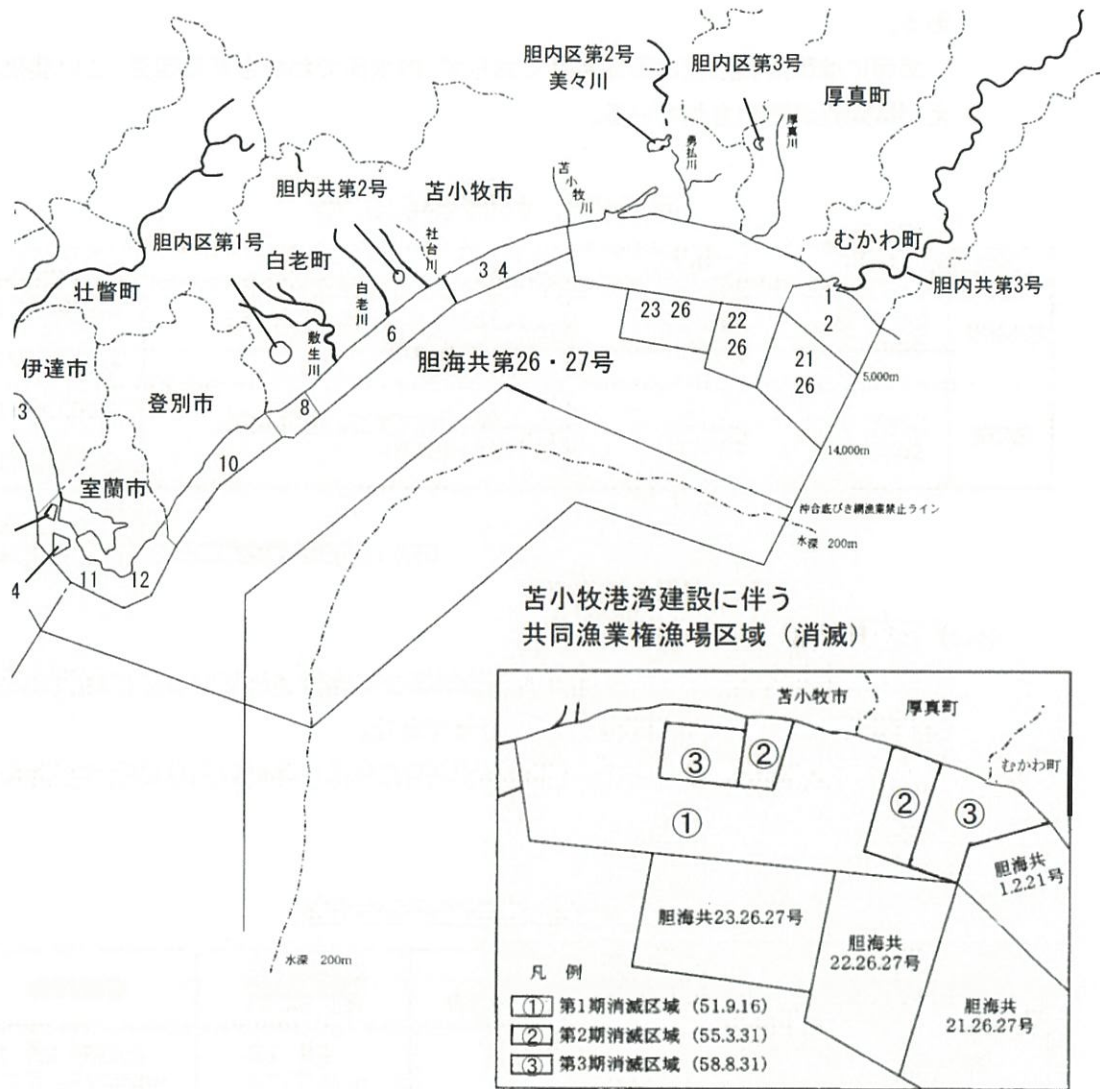
市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
苫小牧市	胆海共 第3号	苫小牧漁業協同組合	第1種	ぎんなんそう, こんぶ, のり, ふのり, まつも, いがい, えぞばかがい, さらがい, つぶ, ほっきがい, うに, たこ, なまこ, ほや漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日
	胆海共 第4号	苫小牧漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網, ひらめ刺し網, ほっけ刺し網 漁業	
	胆海共 第23号	苫小牧漁業協同組合	第1種	はたてがい漁業	
厚真町	胆海共 第22号	鵜川漁業協同組合	第1種	はたてがい漁業	
むかわ町	胆海共 第1号	鵜川漁業協同組合	第1種	いがい, えぞばかがい, さらがい, つぶ, ほっきがい, えむし, たこ, なまこ漁業	
	胆海共 第2号	鵜川漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網, ひらめ刺し網, ほっけ刺し網, はたはた・にしん・かれい小型定置網・かれい・ひらめ・ちか底建網, はもどう漁業	
	胆海共 第21号	鵜川漁業協同組合	第1種	はたてがい漁業	
むかわ町 ～ 室蘭市	胆海共 第26号	鵜川漁業協同組合 苫小牧漁業協同組合 いぶり中央漁業協同組合 室蘭漁業協同組合	第1種	たこ漁業	
	胆海共 第27号	鵜川漁業協同組合 苫小牧漁業協同組合 いぶり中央漁業協同組合 室蘭漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, さめ刺し網, たら刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網刺し網, ほっけ刺し網 漁業	

【2013年11月現在】

資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道，2013年）

第 3. 4-8 (2) 表 共同漁業権の内容 (内水面)

市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
むかわ町	胆内共 第3号	鵜川漁業協同組合	第5種	ししゃも漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日



資料：『平成 23 年版胆振の水産』（北海道胆振総合振興局，2012 年）

第 3.4-2 図 海面・内水面の共同および区画漁業権区域

(ii) 区画漁業権

区画漁業権の内容は第 3.4-9 表、漁場の区域は前掲の第 3.4-2 図に示すとおりである。

海面には区画漁業権は設定されておらず、内水面でわかさぎ養殖業、こい養殖業、えび養殖業が設定されている。

第 3.4-9 表 区画漁業権の内容

市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
苫小牧市	胆内区 第2号	荒木義信 ほか10名	第2種	わかさぎ養殖業、えび養殖業、 こい養殖業	2014年 1月 1日 ～ 2020年12月31日
厚真町	胆内区 第3号	向江豊司	第2種	わかさぎ養殖業、えび養殖業、 こい養殖業	2014年 1月 1日 ～ 2020年12月31日

【2014年1月現在】

資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道，2014年）

(iii) 定置漁業権

苫小牧漁業協同組合および鶴川漁業協同組合に免許されているさけ定置に関する定置漁業権は、第 3.4-10 表に示すとおりである。

苫小牧漁業協同組合に 5 件、鶴川漁業協同組合に 3 件の定置漁業権が設定されている。

第 3.4-10 表 定置漁業権の内容

組合名 漁業種類	苫小牧 漁業協同組合	鶴川 漁業協同組合	漁業の時期 (操業期間)	存続期間
さけ定置	5	3	8月 1日 ～12月15日	2014年 2月 1日 ～2018年12月31日

資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道，2014年）

iii) 許可漁業

苫小牧漁業協同組合と鶴川漁業協同組合における許可漁業の許可件数は、第3.4-11表に示すとおりである。

苫小牧漁業協同組合の許可漁業の許可件数は、かれい固定式刺し網漁業が最も多く、次いで小型機船底びき網漁業のほっきがいけた網漁業が多い。鶴川漁業協同組合の許可件数は、手繰第2種のししゃもこぎ網漁業が最も多く、次いで小型機船底びき網漁業のほっきがいけた網漁業が多い。

第3.4-11表 許可漁業の許可件数（2011年1月～12月）

（単位：件）

漁業種類	組合名	苫小牧漁業協同組合	鶴川漁業協同組合	合計	
大臣許可	中型さけます流し網漁業			0	
	遠洋かつお・まぐろ漁業			0	
	沖合底びき網漁業			0	
	北太平洋さんま漁業	1		1	
知事許可 (本庁)	太平洋小型さけ・ます流し網漁業	0～4.9		0	
		5～9.9	1	1	
		10～19.9	2	2	
		計	3	3	
	すけとうだら固定式刺し網漁業（10トン以上）		3	3	
	えびかご漁業		4	4	
	手繰第2種ししゃもこぎ網漁業	13	39	52	
	毛がにかご漁業（特別採捕）			0	
毛がにかご漁業	16	3	19		
知事許可 (支庁)	めぬけ固定式刺し網漁業（10トン未満）	2		2	
	すけとうだら固定式刺し網漁業（10トン未満）	30	25	55	
	つぶかご漁業	38	2	40	
	かれい固定式刺し網漁業	42	11	53	
	いかつり漁業	5	12	17	
	潜水器漁業	3		3	
	くりがにかご漁業			0	
	たこかご漁業	4		4	
	小型機船底びき網漁業	ほっきがいけた網漁業	39	37	76
		ほたてがいけた網漁業			0
		なまこけた網漁業			0
さんま棒受け網漁業（えりも以東海域）	1		1		
さんま流し網漁業（えりも以東海域）	2	2	4		
合計		209	131	340	

【2011年12月現在】

資料：『平成23年版胆振の水産』（北海道胆振総合振興局，2012年）

iv) 遊漁船

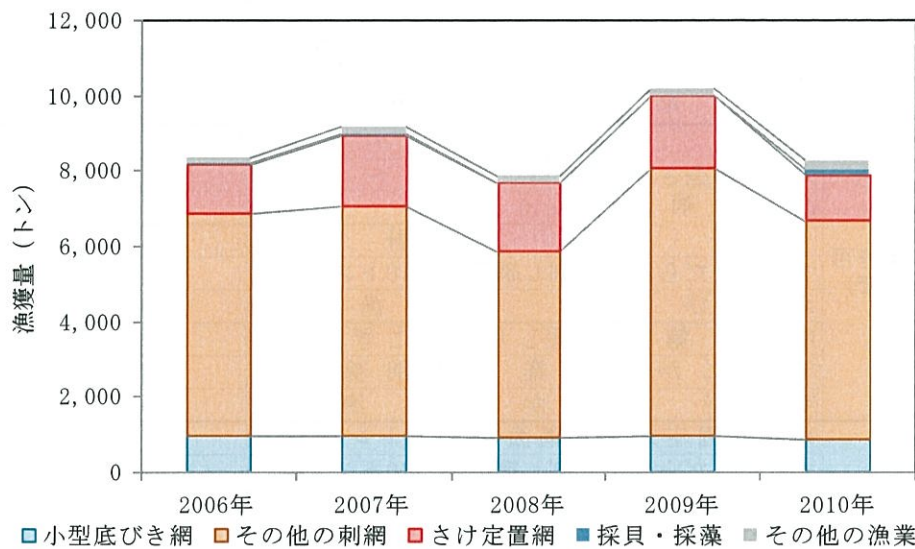
苫小牧市および厚真町における平成23年12月現在の「遊漁船業の適正化に関する法律」（昭和63年法律第99号）に基づく遊漁船業の登録数は、苫小牧市で57業者、59隻、厚真町で12業者、12隻である。

b. 漁業種類別漁獲量

「北海道農林水産統計年報（水産編）平成 19～23 年」（農林水産省北海道農政事務所統計部，2009～2013 年）による苫小牧市および厚真町の海面漁業の至近 5 年間（2006～2010 年）の漁業種類別漁獲量は，第 3.4-3 図に示すとおりである。

苫小牧市の総漁獲量は，非公表分を除きおおむね 8,000～10,000 トンで推移している。漁業種類別の漁獲量はその他の刺網漁業，さけ定置網漁業，小型底びき網漁業が大部分を占めており，その他の刺し網漁業が最も多い。

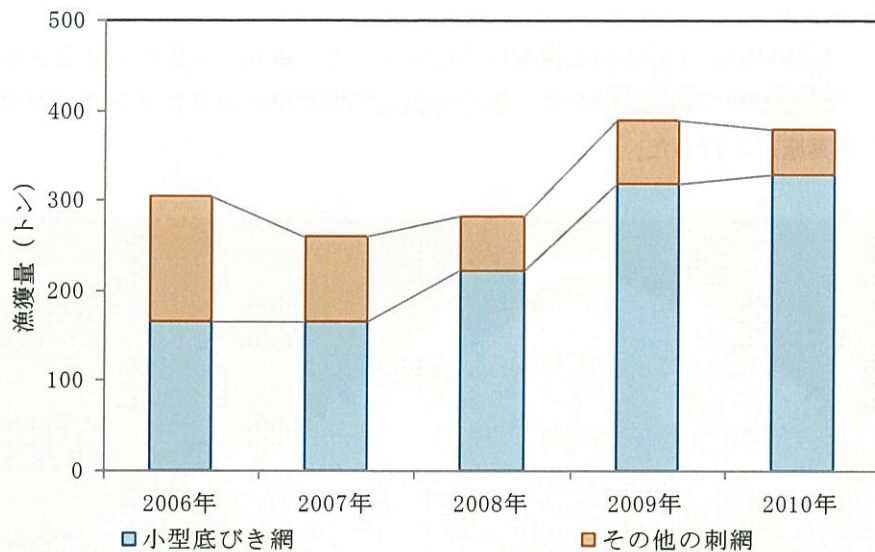
厚真町の総漁獲量は，非公表分を除きおおむね 300～400 トンで推移している。漁業種類別の漁獲量は小型底びき網漁業とその他の刺網漁業のみとなっており，小型底びき網漁業が多い。



注：さけ・ます流し網漁業，さんま棒受網漁業および沿岸いか釣り漁業の統計データは，全部または一部が非公表のため，本図には含まれていない。

資料：『北海道農林水産統計年報（水産編）平成 19～23 年』
（農林水産省北海道農政事務所統計部，2009～2013 年）

第 3.4-3(1)図 漁業種類別漁獲量（苫小牧市）【2006～2010 年：至近 5 年間】



注：沿岸いか釣漁業，採貝・採藻およびその他の漁業の統計データは，全部または一部が非公表のため，本図には含まれていない。

資料：『北海道農林水産統計年報（水産編）平成 19～23 年』
（農林水産省北海道農政事務所統計部，2009～2013 年）

第 3. 4-3 (2) 図 漁業種類別漁獲量（厚真町）【2006～2010 年：至近 5 年間】

c. 漁期・漁場

i) 漁期

苫小牧市および厚真町地先海域で行われている主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期は，第 3. 4-12 表に示すとおりである。

第 3. 4-12 表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

漁業種類	操業期間	盛漁期
さけ定置網漁業	9～12 月	9～12 月
すけとうだら刺し網漁業	10～3 月	12～1 月
かれい刺し網漁業	9～7 月	12～2 月
かにかご漁業	7～8 月	7～8 月
えびかご漁業	3～11 月	3～4 月
つぶかご漁業	4～10 月	4～6 月
いかつり漁業	6～1 月	8～9 月
たこ漁業	通年	4～6 月
ししゃもこぎ網漁業	10～11 月	10～11 月
ほっきがいた網漁業	7～4 月	7～9 月・12～2 月

注：1. 漁業種類の名称は，『平成 23 年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局，2012 年）に準拠した。

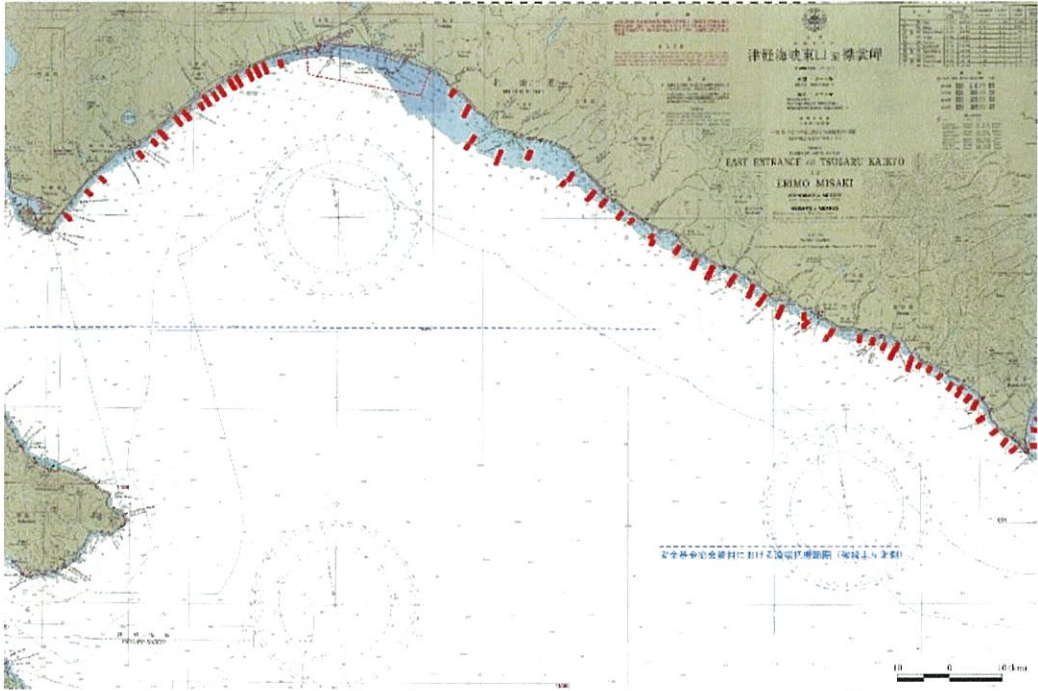
2. かれい刺し網漁業は，苫小牧港湾区域内に限り北海道知事から通年操業が許可されている。

資料：『平成 23 年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局，2012 年）
『漁業許可の取扱い方針』（北海道水産林務部，2013 年）

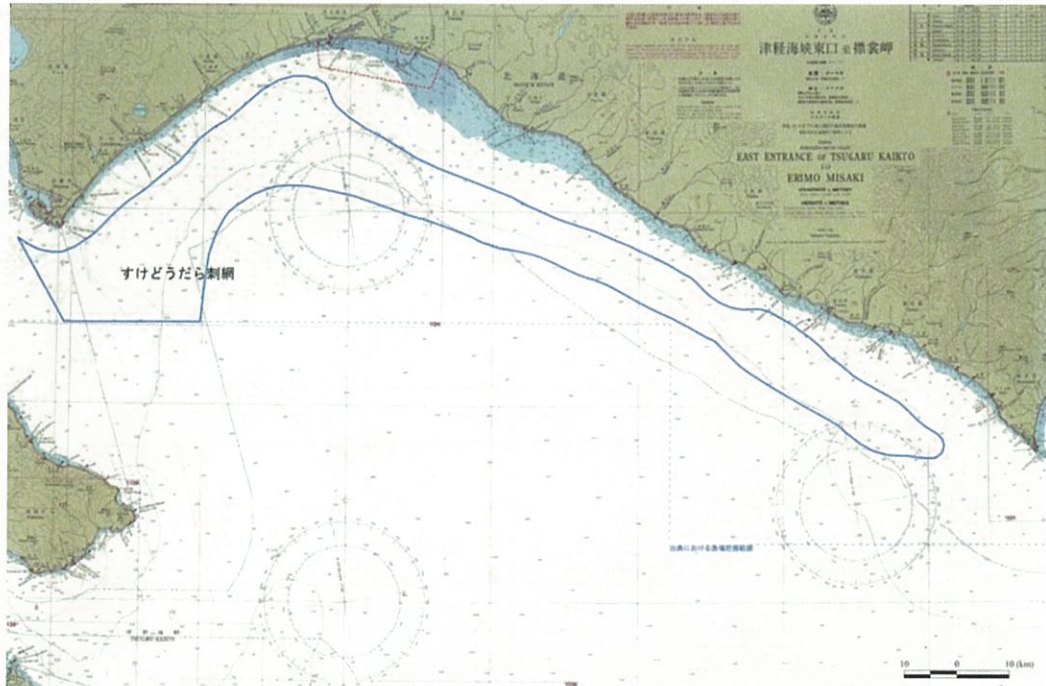
ii) 漁場

当該水域における各種漁業の漁場について、第3.4-4図にとりまとめた。

既存資料の整理のほかに、苫小牧漁業協同組合へのヒアリング（平成26年6月19日実施）を行った。

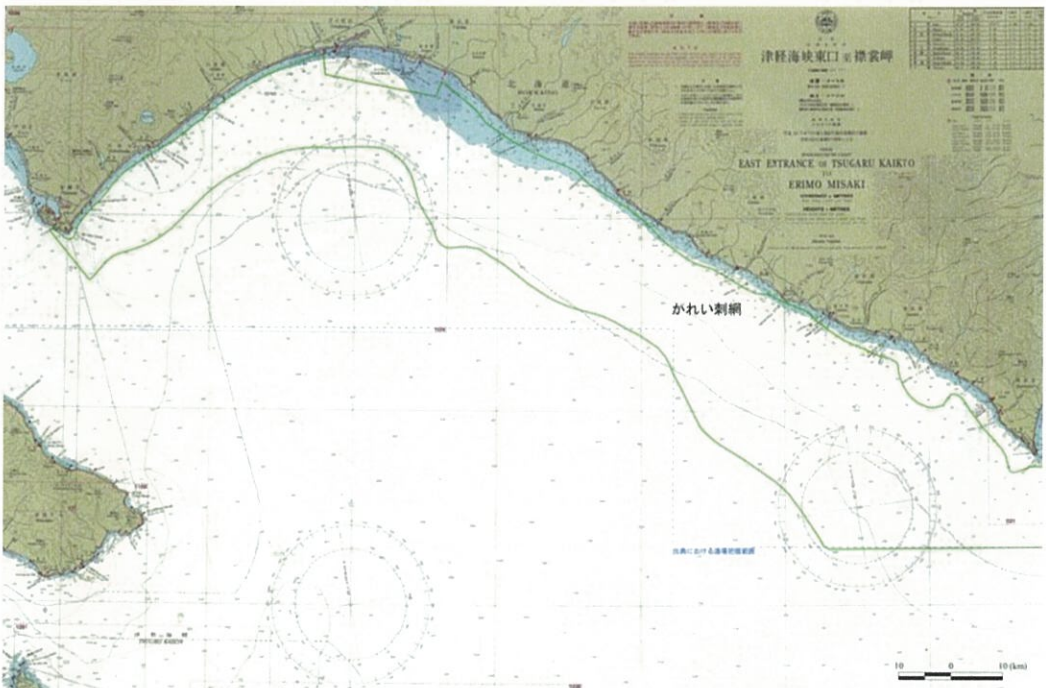


資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
（一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会，2014年）
第3.4-4(1)図 「さけ定置網漁業」の漁場



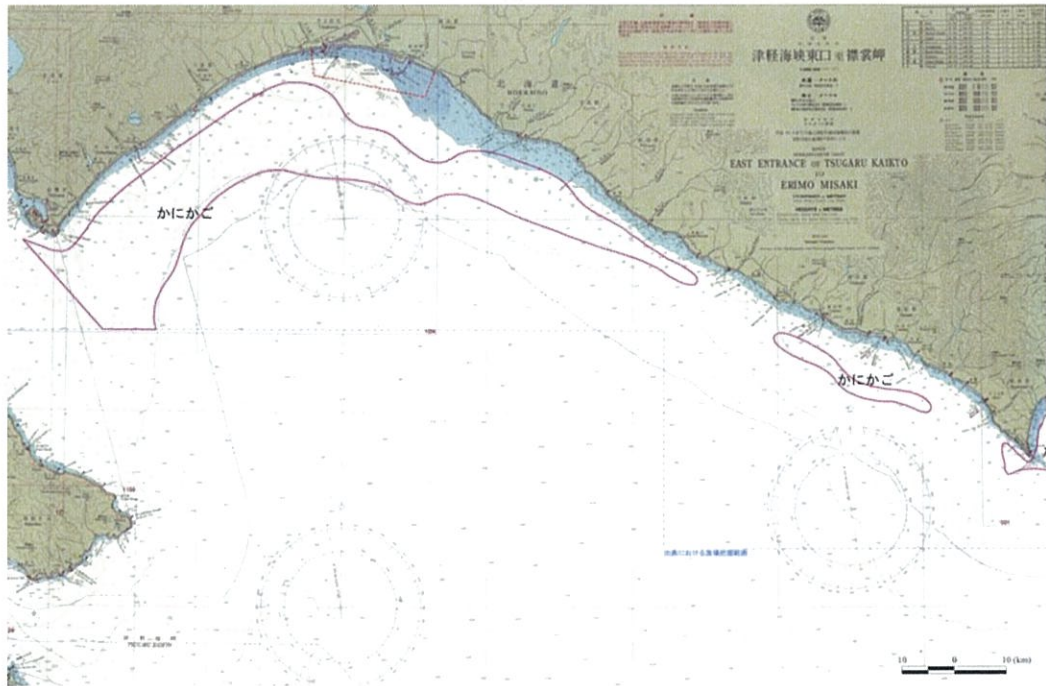
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)

第3.4-4(2)図 「すけとうだら刺し網漁業」の漁場



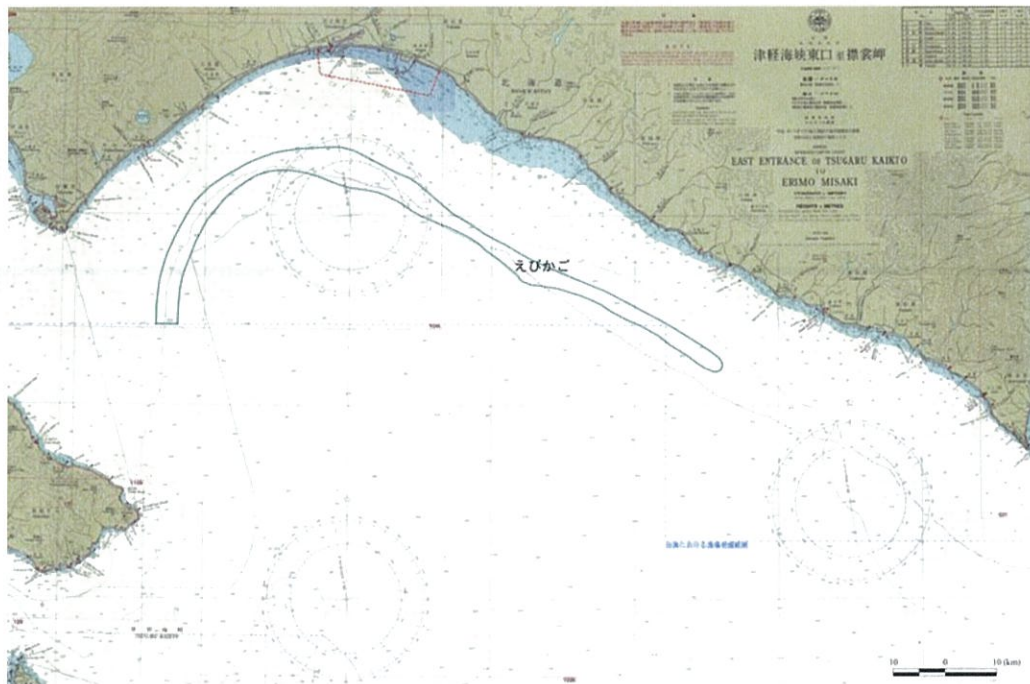
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)

第3.4-4(3)図 「かれい刺し網漁業」の漁場



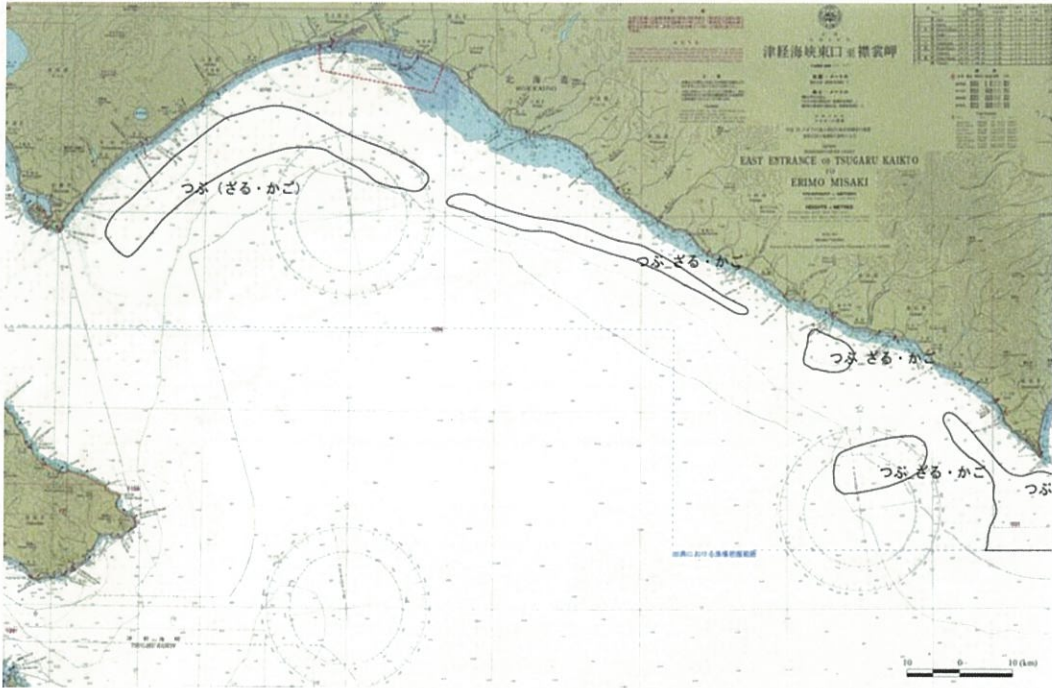
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)

第3.4-4(4)図 「かにかご漁業」の漁場



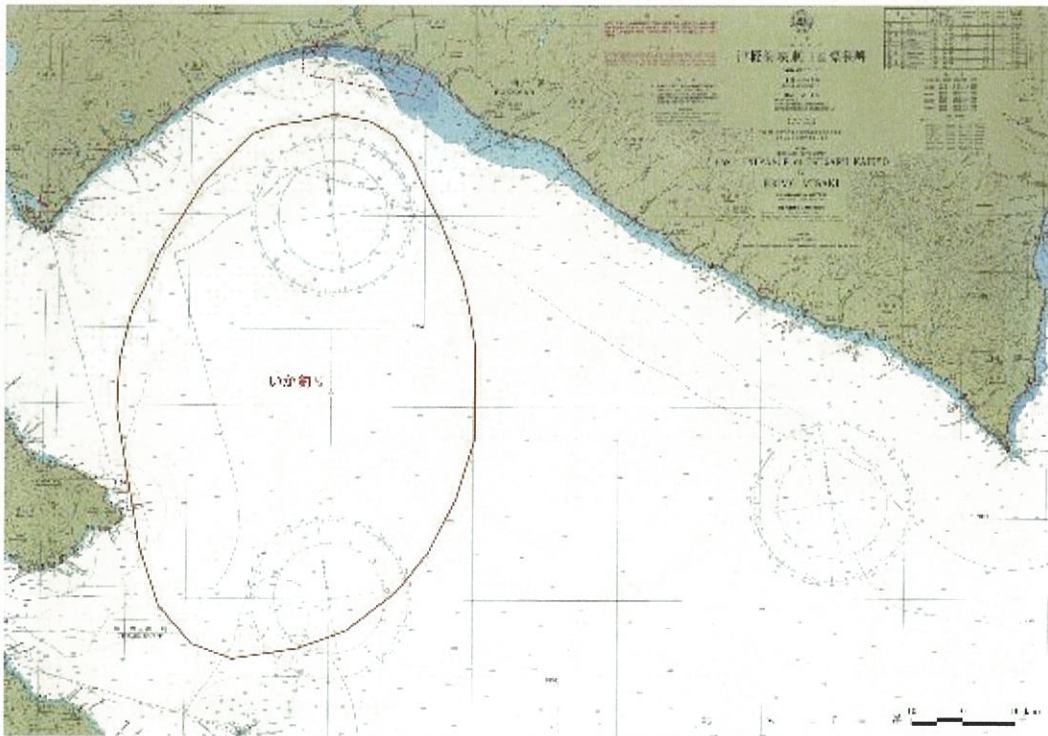
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)

第3.4-4(5)図 「えびかご漁業」の漁場



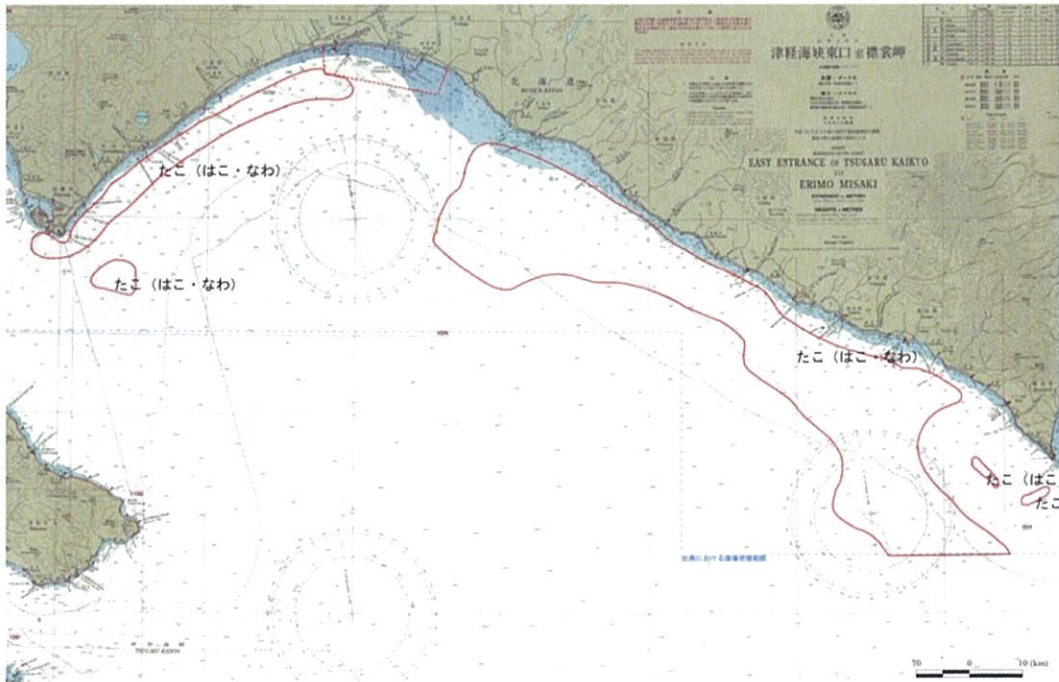
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)

第3.4-4(6)図 「つぶかご漁業」の漁場

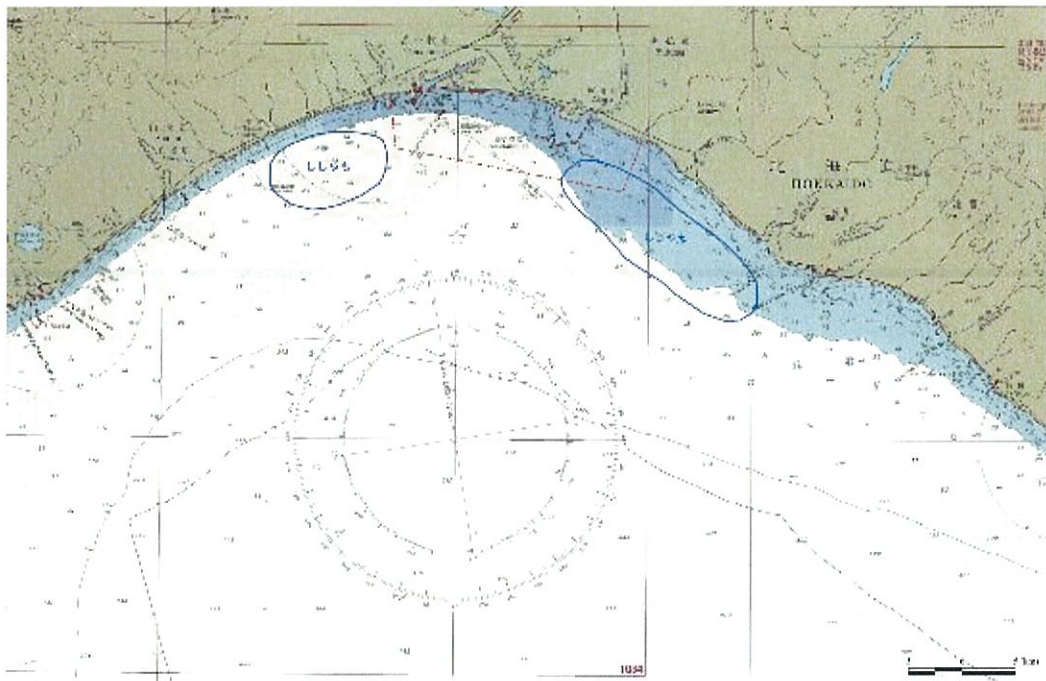


(苫小牧漁業協同組合よりヒアリングによる)

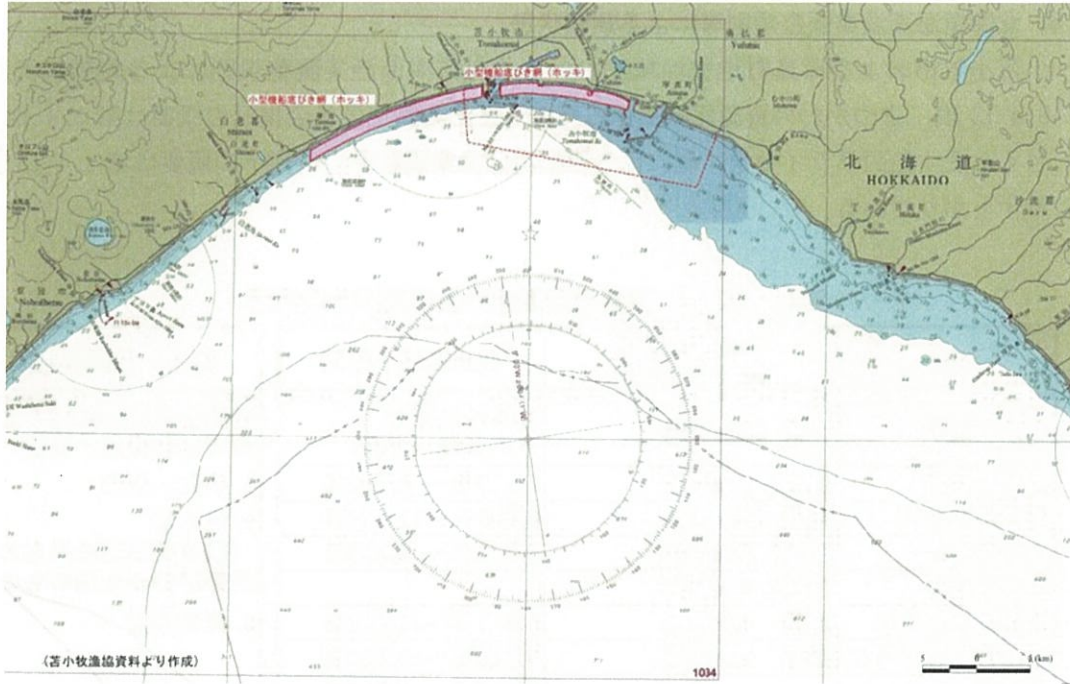
第3.4-4(7)図 「いか釣り漁業」の漁場



資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)
 第3.4-4(8)図 「たこ漁業」の漁場



(苫小牧漁業協同組合よりヒアリングによる)
 第3.4-4(9)図 「ししまもこぎ網漁業」の漁場



資料：苫小牧漁協資料

第 3.4-4(10) 図 「ほっきがいた網漁業」の漁場

1) 北海道海面漁業調整規則等による規制状況

苫小牧市および厚真町地先海域における北海道海面漁業調整規則による規制状況は第 3.4-13 表、まつかわの資源保護に係る胆振海区漁業調整委員会指示の概要は第 3.4-14 表、さくらます船釣りライセンス制に係る胆振海区漁業調整委員会指示の概要は第 3.4-15 表に示すとおりである。

第 3.4-13 表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

	体長等による制限又は禁止	禁止区域・期間	漁具・漁法の制限
さけ・ます	全長 25cm未満	河口付近等の一定区域（下表）	遊漁者が自由に行うことのできる漁具・漁法 1. 手釣・竿釣 2. たも網（網口及び網の長さの最長部が40cm未満のもの） 3. 徒手採捕
えぞあわび	殻長6.5cm未満	7月16日～9月30日	
まだかあわび	殻長 12cm未満	9月21日～11月20日	
ほっきがい	殻長7.5cm未満	5月 1日～6月30日	
ほたてがい	殻長8.2cm未満		
えぞばふんうに	殻径 4cm未満	9月 1日～10月31日	
きたむらさきうに	殻径 5cm未満	9月15日～10月31日	
あさり		7月16日～9月30日	
なまこ		6月21日～8月20日	
けがに	雌：全面禁止 雄：甲長8cm未満		
はなさきがに	雌：全面禁止 雄：甲長8cm未満		
にしん	放産卵（振り子を除く）		

注：河口付近におけるさけ・ます採捕禁止

市	河川名	区域				禁止期間	
		河川口沿岸		沖合方位 (度.分)			沖合距離 (m)
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方	右方		
苫小牧市	錦多峰川	300	200	157.38	157.38	200	9月 1日～12月10日
	安平川	標柱の位置	標柱の位置	192.05	192.05	500	5月 1日～9月30日

資料：『平成 23 年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局，2012 年）

第 3.4-14 表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

指示期間	2012年8月8日～2013年8月7日
指示内容	全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。

【2013 年 12 月現在】

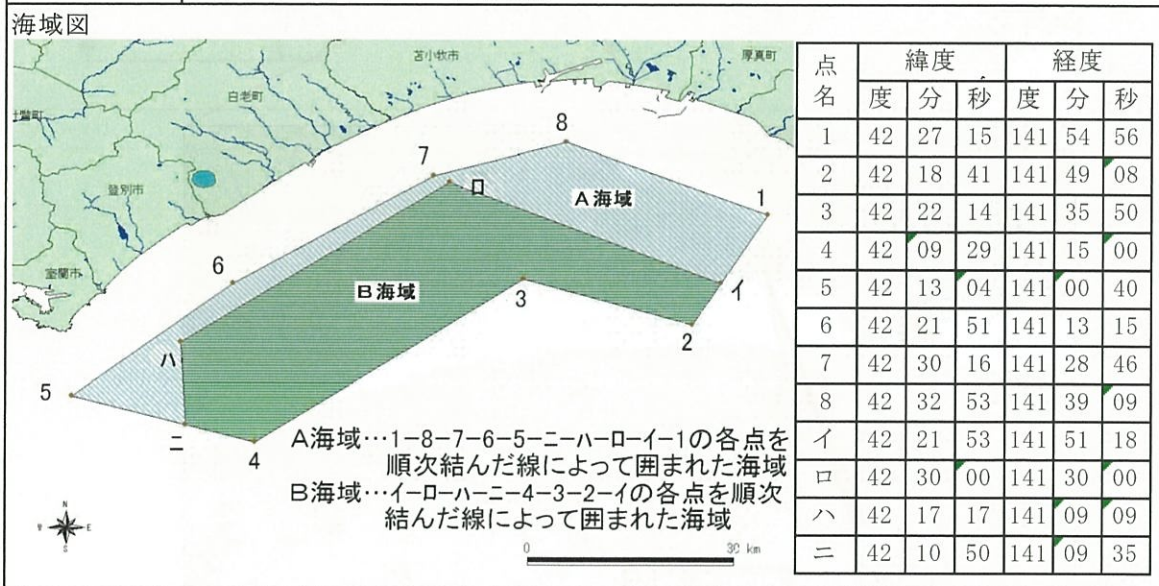
資料：北海道胆振総合振興局ウェブサイト^[1]

[1] 『胆振海区漁業調整委員会指示第 1 号』

(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/H26matukawaiinnkaisizi.pdf>, 2014/10/17 アクセス)

第 3.4-15 表 さくらます船釣りライセンス制に係る胆振海区漁業調整委員会指示
の概要

1 制限期間	2013年12月15日～2014年3月15日	
2 承認	船舶毎の委員会承認	
	承認対象船舶：遊漁船・プレジャーボート（原則総トン数20トン未満）	
3 承認船の遵守事項	ライセンス海域	海域図参照
	釣獲時間	A海域 日の出から14:00まで B海域 日の出から正午まで
	その他	承認旗の掲揚・釣果報告の提出
4 乗船者の遵守事項	漁具及び漁法の制限	竿釣りに限定。なお、同時に使用できる竿数は1人1本（ただし、プレジャーボートに乗船して行く場合を除く）
	釣獲尾数制限	釣獲し、持することができるさくらますは1日1人10尾以内。
	その他	放流する場合を除く釣獲魚の廃棄の禁止 釣獲魚の販売等の禁止。 【ただし、全長20cm未満は採捕禁止】
5 指示に従わない者への措置	指示に従わない場合は、船舶承認の取り消し又は次回の承認を行わない等の措置をとる。	
6 協力金額	遊漁專業船	¥33,000.-
	遊漁兼業船	¥33,000.-
	プレジャーボート	¥7,000.-



【2013年12月現在】

資料：北海道胆振総合振興局ウェブサイト^[1]

[1] 『胆振海区漁業調整委員会指示第2号』

(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/kaiku/17sakura/sizi.htm>, 2014/10/17 アクセス)

⑤ 港湾区域および港域に関する情報

苫小牧市および厚真町には、「港湾法施行令」による国際拠点港、「港則法施行令」による特定港である苫小牧港がある。同港の港湾区域および港域に関する情報等について整理した。

なお、苫小牧市および厚真町には、「漁港漁場整備法施行令」における漁港は存在しない。

苫小牧港の情報は第 3.4-16 表、同港の概要は第 3.4-6 図、至近 5 年間（2008～2012 年）の入港船舶と船舶乗降人員の推移はそれぞれ第 3.4-17 表と第 3.4-18 表、至近 5 年間（2009～2013 年）の海上出入貨物の推移は第 3.4-19 表に示すとおりである。

第 3.4-16(1) 表 苫小牧港の情報

項目	情報
港湾の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際拠点港湾（港湾法，2011年 4月 1日指定） 1963年 4月 1日（重要港湾） 1981年 5月 26日（特定重要港湾） ・ 特定港（港則法，1967年） ・ 外国貿易港（関税法，1966年） ・ 検疫港（検疫法，1967年） ・ 植物検疫港（植物防疫法，1972年） ・ 指定検疫物（骨粉等）の輸入港（家畜伝染予防法，1992年） ・ 指定検疫物（動物等）の輸入港（家畜伝染予防法，1993年） ・ 指定検疫物（肉類）の輸入港（家畜伝染予防法，2005年）
港湾法による港湾区域	<p>鶴川地区浜三角点（6.35m）（北緯42度35分07秒東経141度53分37秒）から264度52分1,200mの地点，同地点から200度25分5,000mの地点まで引いた線，同地点から280度42分30秒21,640mの地点まで引いた線，同地点から353度59分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（1974年12月25日認可）。</p>
港則法施行令による港域	<p>真小牧三角点（6.7m）（北緯42度37分52秒東経141度39分16秒）から263度5,410mの地点から174度5,000mの地点まで引いた線，同地点と苫小牧港東港東防波堤灯台（北緯42度34分49秒東経141度46分17秒）から120度30分7,840mの地点とを結んだ線，同地点から20度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。</p>

資料：国土交通省北海道開発局ウェブサイト^{[1],[2]}

『港湾法施行令』（昭和 26 年 1 月 19 日政令第 4 号，最終改正：平成 25 年 11 月 29 日第 323 号）

『港則法施行令』（昭和 40 年 6 月 22 日政令第 219 号，最終改正：平成 25 年 8 月 13 日第 233 号）

『苫小牧港港湾区域』（昭和 50 年 1 月 4 日苫小牧港管理組合告示第 1 号）

[1] 『苫小牧港』（http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/bayport/profile/tomakomai.html，2014/10/17 アクセス）

[2] 『港湾施設の現状』（http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/bayport/profile/tomakomai.html，2014/10/17 アクセス）